

にいはま 農業委員会だより

第46号

令和5年12月1日

編集・発行

新居浜市農業委員会

新居浜市二宮町1-5-1

電話 0897-65-1313(直通)

印刷 東田印刷株式会社

ひまわりやポピーなど、時期によって様々な花を育てています。

ぜひ、お立ち寄りください!!

写真：宇高町【景観形成作物取組事業 12P】

＜主な内容＞

- ◎ 会長あいさつ・委員紹介……………2～3P
- ◎ 委員の抱負 …………… 4P
- ◎ 意見書提出しました …………… 5P
- ◎ 農地パトロール・農地の適正管理について …… 6P
- ◎ 農地の権利移動について …………… 7P
- ◎ 農地転用許可制度について …………… 8P
- ◎ 農地の相続について …………… 9P
- ◎ 農業者年金について …………… 9P
- ◎ 家族経営協定に取り組んでみませんか？ …… 10P
- ◎ 地域計画の策定について …………… 11P
- ◎ 景観形成作物取組事業 …………… 12P

農業委員会総会は毎月5日です。
(ただし休日の場合は翌日となります。)

農地法第3・4・5条の

申請締切は毎月15日ですが、

異なる月もありますので、農業委員会事務局にご確認ください。

農業委員会は、農地法に基づく売買・賃借の許可、農地転用案件への意見具申、遊休農地の調査・指導などを中心に農地に関する事務を執行する行政委員会として市町村に設置されており、新居浜市では19人の農業委員と14人の農地利用最適化推進委員によって構成されています。

第25期 農業委員会委員紹介

新体制が令和5年7月20日から
スタートしました!!

会長



藤田 幸正
垣生六丁目

農業委員の任期満了に伴い、令和五年七月二十日に第二十五期農業委員会が発足し、前期に引き続き会長に就任いたしました。

高齢化・担い手不足など様々な問題に直面しております新居浜市の農業ですが、これまでの農地法に基づく権利移動の許認可業務に加え、担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進といった「農地利用最適化」の推進への役割につとめております。

会長代理



曾我部英敏
北内町一丁目

さらに昨年度の法改正により、地域計画と目標地図の作成により、守るべき農地を明確化するこ

農業委員

とになり、所有者、耕作者の意向を把握する必要があるなど、農業委員、推進委員には、ますます「農地利用の最適化」への役割が求められております。また、農地の荒廃、有害鳥獣被害の拡大等厳しい状況にあり、委員としての責務の重大さを痛感いたしております。

今後におきましても、地域の皆様からの声を聴き共に考え、農業情勢の変化や農家の方々の思いを適確に捉えながら、農業・農業者の代表として責任のある行動に努めて地域農業の振興に努力して参ります。

引き続きご支援ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



岡田 悦明
新須賀町一丁目



安藤 育雄
沢津町二丁目



塩見 敏夫
郷三丁目



村上 壽一
又野二丁目



横井 直次
多喜浜一丁目



寺尾 俊行
阿島三丁目



星加 誠
船木



藤田 隆
船木



田村伊佐雄
西喜光地町



田坂 健次
光明寺一丁目



小野 春雄
角野新田町二丁目



伊藤繁次郎
中村一丁目



山口三七夫
桜木町



石川千壽子
阿島二丁目



渡邊 勝俊
大生院



土岐 典子
大生院



眞鍋 篤俊
萩生



永易 博隆
松神子二丁目



加藤 宏司
宇高町五丁目



近藤 孝志
高田二丁目



矢野 一臣
庄内町一丁目

農地利用最適化
推進委員



近藤美喜男
下泉町一丁目



神野 明仁
船木



神野 伸二
船木



井下 八郎
荷内町



小野 義尚
落神町



神野 鉄治
大生院



高橋 秀実
萩生



飯尾 博光
萩生



土岐 秀男
横水町



眞鍋 哲哉
中筋町一丁目

第24期農業委員会委員は令和5年7月19日をもって任期満了となりました。
お疲れ様でした。

委員の抱負

真鍋 篤俊 委員
(農業委員)

岸之下土地改良区より推薦をいただき、本年度より農業委員を委嘱されました。

子どもの頃より親の手伝いで農業に関わってきましたが、父親が倒れて以降約二十年、今では周囲の方々の指導とご助力により何とか専門的に農業に従事しております。

農業は食の根幹をなす一つにも拘わらず、高齢化及び後継者不足等の人的な問題、農産物の品質低下を懸念せざるを得ない地球温暖化問題、肥料や農薬・燃料油等の高騰に起因する収支の悪化等、私達を取り巻く環境は年々厳しさを増すばかりです。更に、高額な農業機械の新規導入や更新にも頭を悩ませる要因となっており、農業の将来は決して明るいものではないと感じています。

微力ではありますが、皆様のご理解とご協力を賜りながら、耕作放棄地や遊休農地の活用検討、農地の貸借に関するお世話等、地域農業の存続、更には活性化に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。



石川千壽子 委員
(農業委員)

この度、農協の推薦をいただき、農業委員に就任することとなりました。現在、あかがね市部会の役員として頑張っております。

家では、露地野菜やハウスで菌床椎茸などを栽培し、「安心」「安全」をモットーに生産物を毎日出荷しております。

今日、農業を取り巻く現状は、高齢化、後継者問題、耕作放棄地の増加、又有害鳥獣による鳥獣被害の拡大、特に鳥獣被害は依然として多く発生しており深刻さを増すばかりで、農業者の生産意欲をなくします。

「食」は生きていく為に人々の生活に極めて重要であります。農業生産物が我が国で少しでも自給できるように願っています。

いろんな課題が多くある中、事務局のみなさま、先輩農業委員さまよりいろいろ教えていただき、勉強してきましたと思います。

微力ではありますが、地域の農業の世話役として、少しでも役割を果たしてまいりたいと思っております。よろしくお願いたします。



神野 明仁 委員
(農地利用最適化推進委員)

この度、船木地区の推薦をいただき、先般、農地利用最適化推進委員の職を農業委員会から委嘱されました。

私は十一年前に定年退職し、専業農家として水稲と里芋を主に栽培し出荷していますが、歳を追うごとに近隣の遊休農地・耕作放棄地が増加し、猿・猪の住処や獣道になっています。その為、金網や電機柵等対策はするものの、作物被害が繰り返されているのが実情です。

そこで、①耕作放棄地の発生防止・解消、②有害鳥獣対策、③担い手への農地集積・集約化を推進し、基盤整備事業への提言を図り実施する、その事によって鳥獣対策にも繋がり、結果として農業者の生産意欲が高まり、生産農業所得が確保され、広義には自給率が向上すると思われれます。

農地利用最適化推進委員一年目ですが、現地調査・パトロールを通して、農業者皆様と問題点を共有し、ご意見を吸い上げ農業委員会にて対応協議して地域農業の活性化に努めたいと思っております。ご協力よろしくお願いたします。



農業委員・農地利用最適化推進委員は農家の代表として、遊休農地の解消、利用権の調整、農地の違反転用の防止など様々な活動を行っています。

農業に関するお困りごとがありましたら、各地区の農業委員・農地利用最適化推進委員にお気軽にお声かけください!



市長へ意見書を提出しました

本意見書は、農業委員会等に関する法律第38条の規定に基づき、新居浜市の農地等の利用の最適化の推進に関する施策等に反映されるよう、改善すべき施策の内容についてとりまとめたものです。



令和5年7月12日に、第24期農業委員会役員で市長に意見を提出しました。



意見書の内容

1 担い手の確保と育成

- ① 新規就農者の育成支援対策(新規就農者育成総合対策事業の活用・農地の集積とあつせんの支援・移住者や定年退職者等への情報発信)
- ② 後継者対策(農業関係機関と連携した農業施策を推進)
- ③ 定年退職者等への就農支援(研修や栽培講習会等の周知・技術習得や経営相談等の支援体制を強化)
- ④ 農作業の請負事業の立ち上げ(遊休農地の解消及び維持管理体制の整備・共同機械利用の安定)
- ⑤ 地域計画の策定(入・農地プランの法定化)

2 地産地消の推進と食育の充実

- ① 学校給食へ新居浜産農産物を活用(計画的に生産し供給の検討)
- ② 安全安心な新居浜産農産物の直販所の利用促進(PR活動の強化 新居浜産農産物の安定的提供の体制づくり)
- ③ 新居浜産農作物の販路拡大と消費拡大、農業所得の向上(ふるさと納税返礼品として農作物の拡充と生産者へ情報提供)

3 有害鳥獣対策支援策の強化

- ① 有害鳥獣からの防護対策の予算措置
- ② 猟銃使用者後継者の育成確保
- ③ 里山の管理と耕作放棄地解消の環境づくりの促進

4 計画的な農業生産基盤整備の実施

- ① 農業の発展と農地を集積し効率的な農業経営が行える生産基盤の整備
- ② 農作業の安全性の確保と施設の保全(老朽化した農業用排水路、農道の改良)



意見書の詳細は、市ホームページに掲載してあります。



農地パトロールを実施しました



令和5年8月から9月までの間、農地パトロールを実施しました

農地パトロール(利用状況調査)は、毎年、地域の農地利用の確認、遊休農地の実態把握と発生防止・解消、農地の無断転用防止と早期発見を目的とし、各地区の農業委員・農地利用最適化推進委員・農林水産課職員・農業委員会事務局職員で行っています。
農地パトロールの実施は、農地法第三十条で定められており、年に一度行われます。

また、遊休農地となつてしまった耕作地の所有者・耕作者の方には、「農地における利用の意向についての調査票」をお送りしますので、ご協力をお願いします。



農地パトロール集計結果

(令和5年10月31日時点)

遊休農地		全農地に占める 遊休農地の割合(%)
筆数	面積(m ²)	
1,362	854,954.02	6.46

農地の適正管理について

耕作を放棄されている農地



- ・雑草の繁茂など近隣農地の経営に迷惑をかける
- ・有害鳥獣の住処や通り道になる
- ・病害虫の発生
- ・ごみの不法投棄
- ・火災の原因になる など

周辺に悪影響を及ぼします

定期的な草刈りを行うなど農地の適正な管理をお願いします!

《農地法第2条の2》

農地について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならない。

農業委員会では、雑草の苦情を受けた耕作放棄地の所有者や耕作者に、農地の適正な管理のお願いの文書を送付しています。



草刈りなどを自分でできない場合は、シルバー人材センターまたはJAえひめ未来をご利用ください。(有料)

耕作放棄地解消促進事業にかかる大型トラクターなどの利用について

大型トラクターは、JA各支所の共同機械で耕起などが困難な耕作放棄地で利用可能です。

なお、面積や形状、進入路がない場所などにより利用できない場合があります。(圃場の端から50cmほどは刈り取りができません)

お問合せ JAえひめ未来 新居浜経済センター ☎ 41-5701



シルバー人材センター

耕作放棄地などを刈払い機を使用して除草します。

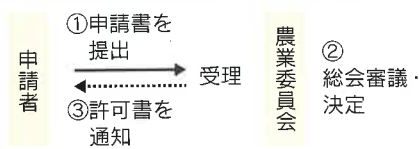
現場の状況によっては、利用できない場合があります。

お問合せ ☎ 33-2400
新居浜市シルバー人材センター

農地の権利移動について

農地法第3条により、農地を耕作目的で売買・贈与・貸借等を行う際には、農業委員会の許可が必要です。この許可を受けない行為については無効となりますので、ご注意ください。

権利移動の許可制度は、不耕作目的や資産保有等での農地の取得など、望ましくない権利移動を禁止し、効率的に農地を利用する者が、農地の権利を取得できるようにすることを目的としており、農業委員会で許可申請書を受理したのち、総会審議・決定します。



★農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべての条件を満たす必要があります。

農地法第3条の主な許可基準

- ① 機械の保有状況や労働力、技術力からみて申請を行う農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作できると認められること。(全部効率利用要件)
- ② 法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと。(農地所有適格法人要件)
- ③ 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること。(農作業常時従事要件)
- ④ 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと。(地域との調和要件)

※農地法の一部改正により、令和5年4月1日から下限面積要件が廃止されました。これに伴い、面積に関わらず農地の権利取得等が可能になりました。ただし、下限面積以外の要件についてはこれまでと同様です。
①の全部効率利用要件は、違反転用や耕作放棄地があれば認められません。



農地を貸し借りするには

令和4年の農業経営基盤強化促進法等の改正に伴い、改正前の、市が定める「農用地利用集積計画」(利用権設定)と農地中間管理機構が定める「農用地利用配分計画」が統合し、「農用地利用集積等促進計画」(農地中間管理事業での貸借)に一本化されました。



そこで、農地の貸借方法は、「農用地利用集積等促進計画」「農地法第3条」の2通りとなります。

※ ただし、法改正後も経過措置により、最長2年間(令和7年3月31日まで)は、今までの利用権設定での貸借も可能です。
また、法改正前に設定した利用権設定は、法改正後も期間満了まで有効です。

◎ 農地の貸借契約を解約するときは農業委員会にご相談ください

農地法第18条第6項の規定による合意解約通知を農業委員会に提出する必要があります。



農地転用許可制度について

新居浜市においては平成16年に市街化区域と市街化調整区域との区別、いわゆる線引きが廃止されたため、農地を農地外の用途へ転用する場合、農業委員会を経由して愛媛県知事の許可を受ける必要があります。

農地転用の種別

農地転用には次の2通りがあります。

- ① 農地法第4条 農地の所有者が行う転用
- ② 農地法第5条 売買等農地の権利移動を伴う転用

農地転用の許可基準

農地転用における許可基準は次の通りです。具体的な内容は農業委員会までお問い合わせください。

- ① 立地基準 農地を営農条件及び市街地化の状況等から見て、5種類に区分し可否を判断します。
- ② 一般基準 申請目的の実現の確実性、被害防除措置等について適当であるかを判断します。



違反転用に対する処分について

許可を受けずに農地を転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合には、工事の中止や原状回復等の命令、罰則の適用を受けることもあります。

なお、農地を転用して住宅等を建築する場合は、農地法以外にも農業振興地域に関する法律(農振法)や都市計画法などの他法令によつて、建設等が規制される場合があります。他法令による許可等が得られない見通しがない場合は農地転用の許可がされませんので、農地転用の際には、必ず関係機関と事前協議を行ったうえで申請してください。

農業委員会 总会審議状況

	農地法第3条		農地法第4条		農地法第5条		農用地利用集積計画	
	農地の賃貸借・売買等		自己所有地を転用する場合		権利を設定・移動して転用する場合		認定農業者等への賃貸借等	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
令和2年	42	50,778.05	7	4,684.00	150	111,342.90	156	221,905.94
令和3年	45	61,124.00	10	4,177.58	191	163,500.83	87	130,647.23
令和4年	29	47,353.29	11	4,554.00	183	155,818.21	91	129,612.71

※ 農地法に基づく申請書等の作成を行政書士以外の方が、業として代行することは、法律により禁止されていますので、代行申請を依頼される場合は、必ず行政書士にご相談ください。

ご相談がありましたら、
新居浜市農業委員会(☎65-1313)までお問い合わせください。

農地を相続したら届出が必要です

「法務局での相続登記」の後「農業委員会への相続届出」の手続きが必要です。

農業委員会への届出は、「相続を知った時から10か月以内」となっているので早めに手続きしましょう。

相続登記が義務化されます

所有者不明土地問題の解決に向けた法律が令和3年4月に成立し、**相続登記の申請が令和6年4月から義務化**されます。

義務化の施行日前に発生した相続についても相続登記がされていないものは、義務化の対象になります(施行日から3年間の猶予期間があります)

今のうちから、備えておくことが重要です。

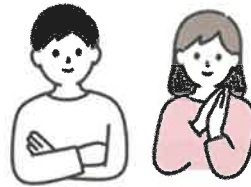
詳しくは、法務省ホームページをご覧ください。



小作権の相続も忘れずに

小作権(賃借権)が設定された農地の耕作者が死亡した場合、**耕作をする権利は相続人に継承**されます。遺産分割協議の際、小作権(賃借権)についての話し合いも忘れず、書面に残しておくことが大切です。

相続された方は、農地台帳の名義を変えるために農業委員会に届出を提出してください。



お問合せは、
新居浜市農業委員会
(☎65-1313)

農業者年金について～農業者の老後は国民年金だけでは不安です～

しっかり積立て 安心で豊かな老後を!

◎農業に従事する方の老後の安心に役立ちます。

国民年金+農業者年金

◎積立方式だから自分がかけた金額は年金として生涯もらえます。

(仮に80歳前に亡くなった場合でも、死亡一時金が遺族に支給されます。)

◎支払った保険料は、全額社会保険料控除となり、所得税や住民税等の節税になります。



◎こんな方が加入できます。

- ① 国民年金第1号被保険者
- ② 年間60日以上農業に従事
- ③ 20歳以上60歳未満の方

※令和4年5月より60歳以上65歳未満の方も、国民年金に任意加入していれば加入できます。

◎保険料は、いつでも変更できます。

月々2万円～6万7千円まで

◎政策支援(保険料の国庫補助)が受けられます。

例: 認定農業者等で青色申告者で

35歳未満の人は10,000円(5割)補助



詳しくは、
農業者年金基金ホームページを
ご覧ください。

加入手続きについては、

JAえひめ未来(☎37-1003)または、

新居浜市農業委員会(☎65-1313)までお問い合わせください。



「家族経営協定」に取り組んでみませんか？

目的

家族経営協定とは、家族一人ひとりがお互いに個性と能力を認めあい、かけがえのない対等な仲間として、農業経営の発展の方向を明確にしていく取り組みです。

＜家族経営協定締結までの流れ＞

- ① 家族全員の話し合いで、経営や暮らしの現状を見つめ直す
- ② 就農意欲の向上・経営内での立場の明確化を図るための対応策を考える
- ③ 話し合いに基づいて協定書を作成し、第三者の立会人のもとで調印式を行う

＜家族経営協定を活用できる制度上のメリット＞

- ★ 認定農業者制度のもとで「夫婦共同申請」や「親子共同申請」を行うことができる。
- ★ 青色申告をしている認定農業者等と協定を締結している配偶者、後継者は、農業者年金の国庫助成を活用できる。



新居浜市で12年ぶりとなる
家族経営協定締結(令和5年6月)



家族経営協定に取り組むことで、農業経営や暮らしをより良いものにしていきましょう！



農林水産省
ホームページ
「家族経営協定」

詳しくは、農林水産省ホームページ「家族経営協定」をご覧ください。
東予地方局農業振興課(☎0898-68-6812)までお問い合わせください。

全国農業新聞について

「農地を守り担い手を応援する専門紙」農業経営、くらしに役立つ情報満載

全国農業新聞は、地域農業者の代表機関である農業委員会ネットワークが発行する農業専門誌です。農業および農政の現状を中心に農業者の経営とくらしに役立つ情報をお届けします。

発行日／毎週金曜日
購読料／月額 700円(消費税込み)
購読のお申し込みは
新居浜市農業委員会までお気軽に連絡ください



地域計画の策定について

新居浜市の農業の将来について考えよう!

地域の皆さんがこれまで守り続けてきた農地は、近年の高齢化や人口減少に伴う担い手の不足により、毎年新たな耕作放棄地が発生するなど、農地の適切な管理・利用が難しくなっています。



○ 地域計画とは?

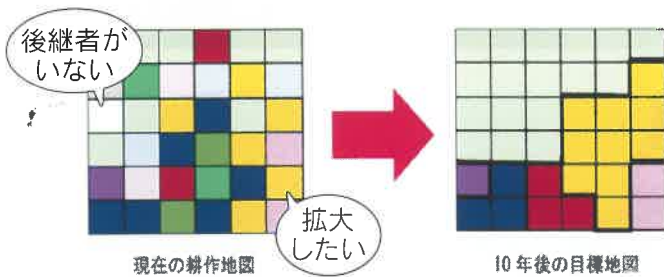
国は令和4年5月に農業経営基盤強化促進法を一部改正し、これまでの「人・農地プラン※1」を地域の農業の持続的発展や農地を次の世代に引き継いでいこう、10年後の将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」として、令和6年度末までに策定することが法定化されました。

計画の策定に向けては、農地の所有者や耕作者などに今後の農業経営や農地利用の意向を確認の上、その意向を地域ごとの農地に当てはめた「目標地図※2」を作成し、「地域の農地を誰が利用し、どうまとめていくか」、「農地を含め、地域の農業をどのように維持・発展させていくか」など、地域での話し合いを踏まえて、計画を策定します。

※1…人・農地プラン 地区の農業者の話し合いで、中心的な農業者や将来の農業のあり方などを明確化して市町村が公表するもので、平成24年に制度が開始された

※2…目標地図 農地の10年後の予定耕作者を示した地図

▶ 目標地図のイメージ



◆ 計画策定までのスケジュール ◆

- ① 以下の10地区で話し合い
本所・金子、高津、垣生、神郷、多喜浜・大島、船木、角野・別子山、泉川、上部西(中萩)、上部西(大生院)
- ② ①の結果を踏まえ、地域計画(案)を作成
- ③ ②の(案)について、関係機関から意見聴取
- ④ 地域計画の策定・公表(令和7年3月)
※詳しい日程や会場は、農林水産課ホームページ等でお知らせします。

▶ 地域で話し合う内容等

- ・今後の中心となる経営体(個人、法人)はどこか
- ・地域の担い手は十分確保されているか
- ・将来の農地利用のあり方
- ・農地中間管理機構の活用方針
- ・近い将来の農地の出し手の状況(いつ頃、どのくらい出す意向か)
- ・中心となる経営体とそれ以外の農業者(兼業農家、自給的農家)の役割分担を踏まえた地域農業のあり方(生產品目、経営の複合化、6次産業化)

▶ 地域での話し合いへ参加をお願いしたい方

認定農業者、認定新規就農者、農地所有者、農業者、土地改良区、JA等



○ 留意点「農業を担う者」として地域計画への記載がない方は、国・県等の各種補助事業の対象とならない場合がありますので、ご注意ください。

新居浜市農林水産課 (☎65-1262)
新居浜市農業委員会 (☎65-1313)

新居浜市ホームページやSNSをご利用ください

農業委員会のホームページでは、貸したい希望の農地を探したり、農地法の手続きに必要な書類をダウンロードすることができます。

また、SNS(LINE・X(旧Twitter)・Facebook)で、景観形成作物事業の取り組みや情報提供についてお知らせします。



新居浜市農業委員会
ホームページ

景観形成作物取組事業

この事業は遊休農地の発生防止対策として行われています。チューリップやポピー、ひまわり、コスモスの作付けをし、開花時には近隣の園児やお年寄りの方々に安らぎと自然学習の場を提供すること、そして遊休・荒廃農地の発生へ警鐘を鳴らし、農地性の保全への啓発を目的としています。



耕起・播種・草刈り等、各地区の農業委員・農地利用最適化推進委員が管理しています。

市内3か所で
行われています。

大生院地区



川東地区



船木地区

